

# 公益社団法人大阪社会福祉士会 会員懲戒規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款9条、ならびに公益社団法人大阪社会福祉士会の懲戒に関する規程に基づき、本会正会員（以下「会員」という。）の懲戒をする場合の基準を定め、もって会員の社会福祉士の倫理綱領及び社会福祉士の行動規範（以下「倫理綱領等」という。）の遵守と倫理の向上を図ることを目的とする。

## (懲戒の種類)

第2条 本会の懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 除名

## (嚴重注意)

第3条 会員に利用者への不適切な対応があった場合で、会員に反省が認められ、これを改善する意思が認められる場合、この会員を嚴重注意処分にすることができる。

## (戒 告)

第4条 会員に利用者への度重なる不適切な対応があった場合、或いは嚴重注意処分を受けた後も改善が見られない場合は、この会員を戒告処分にすることができる。

## (除 名)

第5条 会員に利用者へ著しい不利益与え、又倫理綱領等に反する行為があった場合にはこの会員を除名処分にすることができる。

- 2 除名処分は、総会の議決を経なければならない。

## (懲戒処分の実施)

第6条 会員を懲戒処分にする場合は、苦情対応の手続きを経なければならない。

- 2 苦情対応の手続きは、別に定める。

## (懲戒処分の公表)

第7条 懲戒処分は会員番号、氏名、懲戒の種類とその理由を公表する。

- 2 公表する方法は会報とする。

## (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会会員懲戒規程（2011年6月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会賞罰規則（2008年4月1日制定）は、廃止する。